

平成 25 年 7 月 22 日
住宅局 建築指導課

指定確認検査機関等の処分について

本日、国土交通大臣指定の指定確認検査機関である株式会社国際確認検査センター、ビューローベリタスジャパン株式会社及び日本ERI株式会社に対し、建築基準法第 77 条の 30 第 1 項に基づく監督命令を行いましたのでお知らせいたします。なお、この処分に関連して、関東地方整備局において建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

●株式会社国際確認検査センター（国土交通大臣指定第15号）

【違反事由の概要】

確認審査において、その業務に従事していた確認検査員が、過失により、建築計画が建築基準法に適合しないこと（バルコニー部分が鉄筋コンクリートで築造されているはね出しの袖壁に接続されているため、そのはね出しの袖壁の中心線で囲まれた部分を建築面積に算入する必要があるにも関わらず、これを建築面積に算入しなかった結果、建ぺい率制限を超過していたこと、及び建築物の各部の高さの制限に係る建築物の後退距離の算定において、建築基準法施行令（以下「令」という。）第 130 条の 12 に定める特例の対象とはならない変圧器の存在を見落としたまま令第 135 条の 6 に定める基準を適用したため、結果として高さ制限に適合しない計画となっていたこと）を看過し、建築基準法第 53 条及び第 56 条の規定に適合していない建築計画に対し確認済証を交付した。

【機関処分の内容】

監督命令

確認検査の業務に従事していた確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適當な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成25年8月21日までに提出すること。

また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者死去により処分該当無し

●ビューローベリタスジャパン株式会社（国土交通大臣指定第13号）

【違反事由の概要】

確認審査において、その業務に従事していた確認検査員が、過失により、建築計画が建築基準法に適合しないこと（高度地区の規定において、建築物の各部分の高さを、前面道路の反対

側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に応じた高さ以下とする必要があるにも関わらず、これに適合しない計画となっていたこと)を看過し、建築基準法第 58 条の規定に適合していない建築計画に対して確認済証を交付した。

また、完了検査において、その業務に従事していた確認検査員が、過失により、建築基準法に適合しないこと(建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならないところ、建築物に附属する塀の一部が道路に突出していること)を看過し、建築基準法第 44 条の規定に適合していない建築物及びその敷地に対して検査済証を交付した。

【機関処分の内容】

監督命令

確認検査の業務に従事していた確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成25年8月21日までに提出すること。

また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

【関連する建築基準適合判定資格者(確認検査員)の処分】

処分日 平成25年 7月19日

処分権者 関東地方整備局長

資格者名 橋本 重信(登録番号:第 4232 号)

処分内容 業務禁止2月(平成25年8月2日から平成25年10月1日まで)

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

●日本ERI株式会社 (国土交通大臣指定第5号)

【違反事由の概要】

確認審査において、その業務に従事していた確認検査員が、過失により、建築計画が建築基準法に適合しないこと(共同住宅の住戸若しくは住室の床面積の合計が 100 平方メートルを超える階における共用の廊下で、その両側に居室がある廊下以外の場合は、廊下の幅を 1.2 メートル以上とする必要があるにも関わらず、1.2 メートルに満たない計画となっていたこと)を看過し、建築基準法施行令第 119 条の規定に適合していない建築計画に対し確認済証を交付した。

【機関処分の内容】

監督命令

確認検査の業務に従事していた確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成 25年8月21日までに提出すること。

また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

【関連する建築基準適合判定資格者(確認検査員)の処分】

処分日 平成25年7月19 日

処分権者 関東地方整備局長

資格者名 榎本悦久 (登録番号:第1754号)

処分内容 業務禁止2月(平成25年8月2日から平成25年10月1日まで)

この業務禁止の期間中に行えない行為は、確認検査員としての全ての行為とする。

※ 指定確認検査機関及び建築基準適合判定資格者の行政処分については「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」(<http://www.mlit.go.jp/nega-inf/>)で参照できます。

問い合わせ 住宅局建築指導課 建築安全調査室

代表:03-5253-8111

直通:03-5253-8933

FAX:03-5253-1630

課長補佐 田阪(内線39540)